



第 5502230358 号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏 名 株式会社オーソエッジジャパン
(法人にあつては、名称)

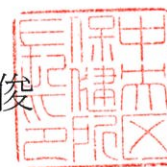
営業所の称 株式会社オーソエッジジャパン

営業所の地 東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア 4階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により、高度管理医療機器等の 販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

令和5年6月5日

中央区保健所長 渡瀬 博 俊



有効期間 令和5年6月5日から

令和11年6月4日まで

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可更新申請書

許可番号及び年月日		第 5502230358 号 令和5年6月5日	
営業所の名称		株式会社オーソエッジジャパン	
営業所の所在地		東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア 4階	
営業所の構造設備の概要			
兼営事業の種類			
(法人にあっては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の名			
内容変更	事項	変更前	変更後
に申請責任者を有する法人に役員を含まず、薬事に欠格する条項業務	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者		
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者		
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(6) 精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7) 高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考			

上記により、高度管理医療機器等の 販売業 貸与業 の許可の更新を申請します。

令和 年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

中央区保健所長